

〔長久手町業務評価票：平成20年度業務〕

担当課・係名	福祉課高齢・介護係【問合せ・質問等の先（電話・内線番号） 116】
第4次総合計画の 該当項目	<input type="checkbox"/> 3節 <input type="checkbox"/> 4項 <input type="text" value="高齢者福祉"/>

業務の名称	高齢者福祉事業									
(1) 根拠法令・条例	緊急通報システム事業要綱、寝具・洗濯乾燥サービス事業要綱、高齢者等家具転倒防止事業要綱、高齢者住宅改修事業要綱、高齢者防犯対策事業要綱、高齢者文化施設優待事業、「食」の自立支援事業要綱、温泉宅配事業要綱、紙おむつ助成金支給事業要綱、家事援助型ホームヘルパー派遣事業要綱、生きがい活動型デイサービス事業要綱、外出促進事業要綱、福祉浴優待事業要綱									
(2) 当該業務量 (延人員規模含む)	総業務量の <u>35</u> % (係の総業務量を100%とする) 職員延人数： <u>650.5</u> 人・日 (臨時雇用者延人数： <u> </u> 人・日)									
(3) 事業費 (人件費分を除く)	<u>105,632</u> 千円 (平成20年度決算(細目・細々目の実績から抽出・算定する))									
(4) 補助率(補助金がある 場合のみ記載)	<u>33</u> . <u>3</u> % (平成20年度実績)									
(5) 業務期間	開始した年度	年度	終了(予定)年度	年度						
(6) 業務の概要(簡潔に箇条書きで記載)										
①業務目的(達成目標)	日常生活を送る上で支障のある、または防災・防犯等に不安がある在宅のひとり暮らし高齢者、後期高齢者世帯等への支援を行い、日常生活が安定し不安を解消できるようにする。また、閉じこもり防止として外出する楽しみを提供する。									
②業務が対象とする住民(地域、層)	ひとり暮らし高齢者(65歳以上)、後期高齢者(75歳以上)世帯									
③業務の具体的な実施内容・方法 (平成20年度実績)	寝具洗濯や住居バリアフリー化への改修補助など日常生活支援を始め、緊急時の通報システムの設置や家具転倒防止器具の取り付け、防犯センサーライトの設置などを実施する。また、外出促進のための外出先として文化施設への優待をする									
④業務の実施結果 (平成20年度実績)	【業務結果の説明指標】									
		結果の説明指標				17年度	18年度	19年度	20年度 実績	将来目標
	1	寝具洗濯・乾燥サービス事業	26人	30人	41人	47人	50人			
	2	緊急通報システム事業	89人	124人	133人	133人	150人			
	3	高齢者住宅改修事業	9人	15人	10人	17人	15人			
	4	高齢者等家具転倒防止	11人	13人	10人	10人	20人			
	5	高齢者文化施設優待事業	565人	729人	480人	734人	500人			
(7) 遂行上の問題点、取組課題(簡潔に箇条書きで記載)										
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等に対する事業内容の周知が行き渡っているか不明 ・ 事業を必要としている高齢者の把握が難しい。 										

(8) 改善実績（過去4年間の実績）

高齢者文化施設優待事業について、利用者は毎年役場へ入館券を取りに来ていたが、入館券の配布を止め、利用時に、施設が「優待カード」へ押印することで入館できる方法に改善した。

平成20年度から高齢者福祉浴優待事業、高齢者外出促進事業が開始され、この二つの事業を周知が高齢者文化施設優待事業をこれまで知らなかった人も知る機会となり利用促進となった。

(9) 業務の評価（自己診断）

評価基準	評価の視点	三段階評価 (2～0点)
①目的の達成状況	業務目的に対して、どの程度の成果が得られているか。	2点
②コストパフォーマンス	成果を上げるために投入してきた人的資源、財源は、適切であったか。	2点
③業務方法の最適採用	業務の円滑で効率的な実施に採用した方法・手法は業務の目的、取り巻く状況に対応して適切であったか。	1点
④住民の満足・信頼獲得	受益する住民の満足、行政に対する信頼は高められたか。	2点
⑤総合計画との整合	総合計画（基本計画）の方針に対応しているか。	2点
⑥他都市との比較	近隣の都市、類似団体に比べて業務の進み具合はどうか。	1点
2点：成果あり、適切だった　1点：ある程度適切だった　0点：適切でなかった、遅れている		平均 1.6点

(10) 総合評価（課の見解）

①今後の方向 (該当番号に○印)	<ul style="list-style-type: none">① 前年度と同じく、そのまま継続する。2. 見直して継続（業務の拡大）3. 見直して継続（業務の縮小）4. 見直して継続（方法の改善）5. 見直して継続（他業務と統合）6. 廃止する。7. 休止する。
②評価理由	高齢者が在宅での生活の安定には欠かせない事業である。しかしながら、事業の周知がどこまで行き渡っているかが若干、不安であるため、当面は業務を拡大せず、現在の規模で継続する。

(11) 今後の目標・改善方針（具体的かつ簡潔に記載。課の見解を記入すること）

①改善目標	福祉サービスの周知と要援護者に必要なサービスが提供できる体制を強化する。
②改善時期	民生委員の実態把握調査時（10月から12月）を強化月間として取り組む。
③改善方法	民生委員の実態把握調査時にひとり暮らし高齢者、後期高齢者世帯を訪問して、サービスの必要な世帯について連絡いただき、地域包括支援センターが訪問をする。